

公の施設【基本情報】

施設名	鳥屋野図書館
所管部・課	中央図書館
所在地	新潟市中央区新和3丁目3番1号
根拠法令	図書館法
設置条例	新潟市立図書館条例
施設概要	中央区役所南出張所2階 述床面積：223.80m ² 構造：鉄筋4階建

施設の設定目的
<p>図書館法第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に寄与することを目的とします。</p>
管理・運営に関する基本理念，方針等
<p>『新潟市立図書館ビジョンに基づく施設を実施し、市民満足度の向上を図る』</p> <p>1 図書館運営の理念 「心豊かな都市づくりを支える市民の身近な学びと情報の拠点」</p> <p>2 新潟市の目指す4つの図書館像</p> <p>(1) ネットワークを活かした「課題解決型図書館」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い蔵書・情報を収集 ・全市立図書館のオンライン化と配本体制の強化 ・的確・迅速なレファレンス(調査・相談)の充実 ・各分野の専門機関と連携を図るとともに、専門職員を養成 <p>(2) 特色のある地域作りに寄与する「分権型図書館」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域固有の資料や情報の収集 <p>(3) 子ども読書活動を推進する「学・社・民融合型図書館」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新潟市子ども読書活動推進計画」に基づく、子どもの読書環境の整備 <p>(4) 市民参画と協働を推進する「パートナーシップ型図書館」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアや教育機関・民間団体と連携・協力した事業の実施